

第2回本邦研修

MDT 通信 44 号でお伝えしている通り 11 月 7
～23 日の間、本邦研修を実施しています。前半

は 11 月 8 日から 17 日まで東
京を中心に埼玉県、千葉県など
の人身取引に取り組んでいる
政府機関および NGO を訪問し
たり講義を聞いたりして、日本
における取組みを学びました。
また、17 日にはこれまでの訪
問先の方々を招いての意見交
換会を開催しました。

講義を聞いたのは、内閣官房、
内閣府男女共同参画局、法務省、
外務省、厚生労働省、警察庁、
県警、県婦人相談所、国立女性
教育会館などの公的機関、国際
機関、NGO です。また、日本
でタイ人支援をしている民間
グループからも話を聞きました。
それぞれの専門分野の説明
を通じて、日本における仕組
みや取組みの実情に対する理
解が深まったようです。

日本では人身取引被害者とし
て認定された人の数は非常に
少ないのですが、被害者が結婚
などの形で入国・定住してく
いるため被害者が見えなくな
っていること、それらの人が
現在 DV 被害者として表われ
てきていること、したがって
日本では人身取引対策と DV
被害者支援が結びつかねば
ならないことなどが、主に
NGO の活動を通して伝えら
れました。また被害者の子
どもが新たな被害者となる
危険があることなども知り
ました。これらはまだタイ
では十分に認識されていない
問題です

ので今後の活動の参考になることと思います。



日本の省庁関係者との意見交換会

人身取引の法的支援について説明する
シリワンさん（弁護士）長期シェルターで提供するサービスの説明を
するシリソバさん（ソーシャルワーカー）

11 月 17 日の意見交換会
では、それまで訪問した関係
省庁の方を招いてタイでの
取組みを紹介しました。タイ
の MDT の概念と実施過
程について、人身取引被害
者のための長期シェルター
での保護について、さら
に日本で被害にあつて
帰国したタイ人の事例を
通してどのような保護が
行われたかが説明されま
した。参加者からは日本
にはない、タイ法務省が
被害者が加害者訴追を行
う場合に支援金を支払う
という制度に関心が集まり
質問が出されました。

タイの政府および NGO
からなる現場で人身取引
被害者保護に取り組んで
いる MDT メンバー 15 名
は、本邦研修で多くを学
びました日本の関係者
にも刺激となったよう
でうれしく思いました。参
加者は 18

日福岡に移動し、さら
に 22 日まで研修を続
けます。